

陳情第6号

介護保険制度の改善を求める意見書の提出を求める陳情書

(陳情趣旨)

介護保険は施行から22年を経過しました。しかし必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬の下での経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態をいっそう加速させています。にもかかわらず、政府の介護保険制度の見直しには、利用料2割・3割負担の対象者拡大、要介護1、2のサービス削減、ケアプラン作成への自己負担導入、補助杖などの福祉用具の貸与から購入への変更など、利用者と事業者双方に更なる矛盾と、困難を押し付ける内容となっています。

また、2022年2月から新たな介護従事者の処遇改善が開始されたものの、全産業平均給与との差を埋めるにはほど遠い水準であるうえ、ケアマネジャー、訪問看護師、福祉用具相談員などが対象から外され、職場に混乱と格差をうんでいます。さらに、昨年10月からは介護報酬に組み込まれ、新たな利用費負担や膨大な事務量が発生しています。

人手不足を解消し、行き届いた介護を実現するためには、介護報酬の引き上げ、処遇を改善するとともに、介護従事者を大幅増員や人員配置基準を引き上げ、夜勤は一人体制ではなく、複数体制にするなどが必要です。

そこで、下記の要望項目を盛り込んだ意見書を地方自治法第99条の規定に基づき関係機関にご提出いただきたく、ここに陳情いたします。

(陳情項目)

- 1 介護保険制度の利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、要介護1、2の生活援助などの保険外し、ケアプランの有料化、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないこと。

- 2 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること。
- 3 介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。
- 4 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること。
- 5 介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

提出希望先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣、内閣官房

2023年2月3日

陳情者



流山市議会議長 森 亮二